

競技力向上対策事業費補助金交付要項

(通 則)

第1条 競技力向上対策事業費補助金（以下「補助金」という。）は、競技力の維持向上を図るとともに、スポーツの価値及び関心を高め、各競技人口の拡充とスポーツの普及・振興を図るた

め、公益財団法人愛知県スポーツ協会に加盟している競技団体（以下「競技団体」という。）が実施する選手強化事業及び競技普及・啓発事業（以下「事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、この要項の定めるところによる。

(事業内容)

第2条 第1条に規定する事業は次に掲げる事業とし、この実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として公益財団法人愛知県スポーツ協会理事長（以下「理事長」という。）が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について補助金を交付する。

(1) 国体強化事業

国民体育大会における男女総合成績での上位入賞を果たすため、国体候補選手の強化を図る。

(2) 全国大会等強化事業

国際大会や全国大会での上位入賞を果たすため、出場候補選手の強化を図る。

(3) ジュニア層強化事業

県内の小・中・高校生を対象に、素質ある選手を早期に発見し、年齢に応じた計画的・長期的な指導を行うことにより競技力の向上を図る。

(4) スポーツ医・科学活用事業

スポーツ医・科学的見地から選手強化を図る。

(5) 競技普及・啓発事業

スポーツをより多くの人に広めるため、普及・啓発活動を実施する。

(6) 2026年アジア競技大会・アジアパラ競技大会の開催を契機とした競技力向上対策事業（2023年度から2027年度までの5年間で集中的に実施）

ア 競技運営人材育成事業

国際大会・全国大会の競技運営を担える人材を育成し、競技団体の競技運営能力を向上することで競技力の向上と普及・振興を図る。

イ パラスポーツ普及・啓発兼パラ選手育成・強化事業

パラスポーツをより多くの人に広めるため、普及・啓発活動を実施するとともに、パラ選手の競技力の向上を図る。

2 補助対象経費については別表1及び別表2のとおりとする。

3 事業実施期間は第4条に規定する交付決定の日から翌年2月末日までとする。ただし、第2条(6)アについては事前の申請があった場合に限り終期を翌年3月末日まで認める場合がある。

(交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする競技団体の長は、理事長に対し、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（様式1-1）
- (2) 事業計画書（様式2）
- (3) 収支予算書（様式3）

2 事業計画書及び収支予算書は、次に掲げる事項を踏まえて作成すること。

- (1) 事業計画書は、競技団体の理事会等意思決定機関において決定すること。作成段階で詳細が未定の場合については、おおよその日程を事業計画書に記載してもよいが、詳細が決定次第速やかに報告すること。
- (2) 国体正式競技団体については、第2条に示す事業内容のうち、(1) 国体強化事業は必ず実施すること。
- (3) 第2条(6)の事業については、オリンピック・パラリンピック及びアジア競技大会・アジアパラ競技大会実施競技を対象とする。

(交付決定)

第4条 理事長は、第3条により交付申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、適正であると認めた場合は、補助金の交付を決定し、申請競技団体の長に通知するものとする。この場合、必要に応じ条件を付することがある。

(計画変更等の承認)

第5条 競技団体の長は、事業の内容を変更し、又は事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、あらかじめ承認申請書（様式1-2）及び添付書類を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、交付決定を受けた補助金の額に変更をきたさない場合における次の各号に定める変更については、この限りでない。

- (1) 経費の配分の変更が、経費の効率的使用に資するものであり、かつ、補助目的の達成に支障がないと認められる場合であって、交付決定額の20%以内のもの。但し、第2条(6)の事業を除く。
- (2) 補助目的達成のための弾力的運用に伴う事業内容の変更。
- (3) 補助目的達成を損なわない事業計画の細部の変更。

2 理事長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することがある。

(事業実施)

第6条 競技団体は次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 不慮の事故に備え、事前に医療機関への緊急連絡体制を整えること。また、参加者には事前に傷害保険に加入させること。
- (2) 参加者が在籍する学校の長又は勤務する事業所等の長に事業実施要項を添付した文書で依頼すること。

(実績報告)

第7条 競技団体の長は、事業完了（廃止の承認を受けた場合を含む。以下同じ。）の日から1ヶ月以内又は3月31日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 事業実績報告書（様式4）
- (2) 事業報告書（様式5）
- (3) 収支決算書（様式6-1）及び支出明細書（様式6-2）
- (4) 事業実施要項
- (5) 参加者名簿（実施日毎）
- (6) 収入・支出証拠書類（通帳及び領収書、出納簿等）の写し

(7) スポーツ医・科学活用事業実施報告書(様式7、実施競技のみ)

(8) 補助金請求書(様式8)

(補助金の交付)

第8条 補助金は、補助事業の完了後交付する。ただし、理事長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を概算払により交付することがある。

(交付決定の取消)

第9条 理事長は、競技団体が補助金を他の用途に使用し、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第10条 理事長は補助金の交付決定を取り消した場合、事業の当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じる。また、競技団体に交付すべき補助金額を変更した場合においても、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じる。

(補助金の経理)

第11条 補助金は、その全額を補助対象経費に充てなければならない。補助対象経費の合計額が補助金額に満たない場合は、補助対象経費の額をもって補助金額とする。

2 領収書の宛名は原則、県競技団体名とする。また、各経費の取扱いは別表のとおりとする。

3 競技団体は事業の収支額について、証拠書類等を整理し、その収入及び支出内容を明確にするとともに、証拠書類等は事業の完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存するものとする。

(実施細則)

第12条 この要項の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要項は、平成20年4月1日から施行する。

2 財団法人愛知県体育協会競技力向上事業補助要綱(平成7年4月1日施行)及び財団法人愛知県体育協会競技力向上事業補助金交付要綱(平成7年4月1日施行)は廃止する。

3 この要項は、平成25年4月1日から施行する。

4 この要項は、平成31年4月1日から施行する。

5 この要項は、令和3年4月1日から施行する。

6 この要項は、令和4年4月1日から施行する。

7 この要項は、令和5年4月1日から施行する。

別表1(第2条、第11条関係)

補助事業名		競技力向上対策事業	
事業内容及び補助条件		第2条に規定する(1)から(5)、(6)イの事業として、選手の競技力向上を目的とした強化練習会、合宿及び記録会または競技の普及・啓発を目的とした講習会及びスポーツ教室等を実施する。 (1)から(5)の事業について、国体正式競技以外の競技においては、中央団体等他の助成を受けない場合に限り、既成の記録会や競技会への参加又はその開催を補助対象とすることができる。	
補助対象経費		補助上限額	補足説明
謝金	指導者(中央) スポーツドクター トレーナー スポーツファーマシスト スポーツデンティスト スポーツ栄養士	20,000 円	・ 日額とする。
	指導者(中央以外)	5,000 円	
	引率指導者 審判員 運営係員	3,000 円	
	運営補助員	2,000 円	
	選手		
交通費	指導者 スポーツドクター トレーナー スポーツファーマシスト スポーツデンティスト スポーツ栄養士 引率指導者 審判員 運営係員 運営補助員 選手	実費額	・ 実施場所が参加者の勤務地あるいは在籍校等である場合は対象外。 ・ 原則公共交通機関を利用する。 ・ 各競技団体の内規(理事会等で承認された取り決め)等により処理する場合はその内容が分かる証拠を提出すること。 ・ 自家用車を利用する場合、有料道路代・駐車場代の他にガソリン代を25 円/kmを上限に支給できる。ただし、この場合は出発地と目的地及び走行距離が分かる資料を添付すること。
宿泊費	指導者 スポーツドクター トレーナー スポーツファーマシスト スポーツデンティスト スポーツ栄養士 引率指導者 選手	9,000 円 (1泊2食)	・ 実際の支払額が9,000 円以下の場合はその額を対象経費とする。 ・ 食事が提供されない宿泊施設の場合は、朝食 800 円、夕食 1,700 円を上限として、実費額を補助対象とする。ただし、素泊まり料金と合算した額の上限 9,000 円とする。
会場借上料	—	実費額	—
輸送、運搬費	—	実費額	—
傷害保険料	—	実費額	・ 参加者分に限る
競技用備品購入費	—	実費額	・ (6)イの事業で認める。
諸経費	連絡通信費 資料費 事務用品費	実費額	・ 宿泊を伴う朝・夕食以外の昼食代、補食費等は対象外とする。

※1 いずれの経費も事業に使用したことが明確に分かる内容(但し書き、明細等)の請求書または領収書等を提出すること。

※2 スポーツ医・科学活用事業の取扱いについて

- ・本事業は補助金総額の20%以内を補助対象とする。
- ・本事業を実施した場合は実績報告書に様式7「スポーツ医・科学活用事業実施報告書」を添付すること。
- ・スポーツドクターはスポーツドクター愛知県連絡協議会、アスレティックトレーナーは愛知県アスレティックトレーナー連絡協議会において承認された者であること。

※3 諸経費は補助金総額の10%以内を補助対象とする。

※4 謝金、交通費、宿泊費は、(6)イのバラ部門運営のための視察等に係る額も補助対象とできる。

※5 この表に示すもの以外は原則対象外とする。必要に応じて事前に(公財)愛知県スポーツ協会と協議すること。ただし、協議で認めた場合も補助金額総額の20%以内を補助対象とする。

別表2(第2条、第11条関係)

補助事業名	競技力向上対策事業	
事業内容及び補助条件	第2条に規定する(6)アの事業として、国際大会・全国大会で活躍できる審判員資格等を取得する。 本事業の対象は第20回アジア競技大会実施競技とする。	
補助対象経費	補助上限額	補足説明
研修費	実費額	<ul style="list-style-type: none"> 資格取得のための研修会受講費 研修会受講のための資料代及び登録料等に係る額も補助対象とする。 英語力検査等が資格取得要件となる場合は語学研修に係る額も補助対象とする。 なお、事業計画書提出時に資格取得要件であることが分かる資料を提出すること。
交通費	実費額	<ul style="list-style-type: none"> 資格取得に必要な実績作りのための大会等参加に係る額も補助対象とする。
宿泊費	9,000円 (1泊2食)	<ul style="list-style-type: none"> 資格取得に必要な実績作りのための大会等参加に係る額も補助対象とする。 実際の支払額が9,000円以下の場合はその額を対象経費とする。 食事が提供されない宿泊施設の場合は、朝食800円、夕食1,700円を上限として、実費額を補助対象とする。ただし、素泊まり料金と合算した額の上限9,000円とする。
諸経費	実費額	<ul style="list-style-type: none"> 振込手数料等に係る額を補助対象とする。 宿泊を伴う朝・夕食以外の昼食代、補食費、日当等は対象外とする。

- ※1 いずれの経費も事業に使用したことが明確に分かる内容(但し書き、明細等)の請求書または領収書等を提出すること。
- ※2 本事業を実施する場合、事業計画書に対象者・資格名称及び資格取得に向けたスケジュール(年間スケジュール及び資格取得までのスケジュール)及び資格の内容(活躍できる大会カテゴリー等)と資格取得の要件(必要となる研修や実習の内容等)が分かる資料を添付すること。また、実績報告書には資格取得(予定)者ごとに実施の内容、実施日、会場及び取得状況(次年度行くに取得する場合はその予定)が分かる書類を添付すること。
- ※3 対象者1人当たりの補助上限額を75,000円とする。また、4名以上を育成する場合、1名以上を女性とすること。
- ※4 この表に示すもの以外は原則対象外とする。必要に応じて事前に(公財)愛知県スポーツ協会と協議すること。